



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 27 日（木曜日）号外 第 13 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 1	○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 3
	○公の施設に関する条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 4

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 改正の理由及び主な内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 改正の理由及び主な内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 改正の理由及び主な内容

物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図る等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第10号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（介護休暇） 第8条の2 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） ）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で 負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり	（介護休暇） 第8条の2 任命権者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。） ）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（ 第8条の4第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病

日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

2・3 〔略〕

（介護部分休暇）

第8条の3 〔略〕

（休日等の勤務及び休暇の取消し）

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 任命権者は、第7条から前条までの規定によって職員に休暇を与えた場合において、その事由が消滅したと認めるときはこれを取り消すことができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 〔略〕

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 〔略〕

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10

又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

2・3 〔略〕

（介護部分休暇）

第8条の3 〔略〕

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第8条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第8条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない

一

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（休日等の勤務及び休暇の取消し）

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 任命権者は、第7条から第8条の3までの規定によって職員に休暇を与えた場合において、その事由が消滅したと認めるときはこれを取り消すことができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 〔略〕

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 〔略〕

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10

時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。
)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前4項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。
)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行うとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)	(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)
第8条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。)並びに <u>地方公務員法</u> 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(企業職員を除く。))を除く。第26条第1項において同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	第8条 育児休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業職員」という。)並びに <u>地方公務員法</u> (昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(企業職員を除く。))を除く。第26条第1項において同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」と

（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

いう。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第12号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 4（第10条の 5 関係）					別表第 4（第10条の 5 関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	宿泊室	1 人 1 泊		[略]	宮崎県 青島青 少年自 然の家 宮崎県 むかば き青少 年自然 の家 宮崎県 御池青 少年自 然の家	宿泊室	1 人 1 泊		[略]
		につき					につき		
		児童、					児童、		
		生徒及					生徒及		
		び学生					び学生		
		の団体					の団体		
		並びに					並びに		
		青少年					青少年		
		団体及					団体及		
	び青少		び青少						
年育成		年育成							
団体が		団体が							
利用す		利用す							
るとき		るとき							
30歳	<u>330円</u>	30歳	<u>360円</u>						
未満	以下	未満	以下						
の者		の者							
30歳	<u>660円</u>	30歳	<u>710円</u>						
以上	以下	以上	以下						
の者		の者							
その他	<u>1,100</u>	その他	<u>1,190</u>						
のものが利用	<u>円</u> 以下	のものが利用	<u>円</u> 以下						
するとき		するとき							
研修室	1 室 1 時	<u>505円</u>	研修室	1 室 1 時	<u>540円</u>				
	間につき	以下		間につき	以下				
体育館	宮崎県青	1 時間につ		体育館	宮崎県青	1 時間につ			
	島青少年	き			島青少年	き			
	自然の家	全面を	<u>1,100</u>		自然の家	全面を	<u>1,180</u>		
		利用す	<u>円</u> 以下			利用す	<u>円</u> 以下		
		する場合				する場合			
		半面を	<u>550円</u>			半面を	<u>590円</u>		
		利用す	以下			利用す	以下		
		する場合				する場合			

令和 7 年 3 月 27 日 (木曜日) 号外 第 13 号

— 5 —

			が利用 する と き						が利用 する と き			
		寝袋	1泊1個 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 の ものが 利用 する と き	<u>110円</u> 以下 <u>220円</u> 以下 <u>330円</u> 以下				寝袋	1泊1個 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 の ものが 利用 する と き	<u>120円</u> 以下 <u>240円</u> 以下 <u>360円</u> 以下		
		毛布	1泊1枚 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 の ものが 利用 する と き	<u>110円</u> 以下 <u>220円</u> 以下 <u>330円</u> 以下				毛布	1泊1枚 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 利用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 の ものが 利用 する と き	<u>120円</u> 以下 <u>240円</u> 以下 <u>360円</u> 以下		
宮崎県	イベントホール	1室につ			[略]		宮崎県	イベントホール	1室につ			[略]

農業科学公園		き 午前 <u>3,565</u> 円以下 午後 <u>7,130</u> 円以下			農業科学公園		き 午前 <u>3,850</u> 円以下 午後 <u>7,690</u> 円以下		
	物産館ホール	1平方メートル1日につき	<u>39</u> 円以下	使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。		物産館ホール	1平方メートル1日につき	<u>40</u> 円以下	利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。
県立農業大学校	宿泊室	1人1泊につき	<u>1,070</u> 円以下	[略]	県立農業大学校	宿泊室	1人1泊につき	<u>1,150</u> 円以下	[略]
	研修室	1室につき 午前 <u>1,605</u> 円以下 午後 <u>3,205</u> 円以下 夜間 <u>3,205</u> 円以下				研修室	1室につき 午前 <u>1,730</u> 円以下 午後 <u>3,460</u> 円以下 夜間 <u>3,460</u> 円以下		
宮崎県林業技術センター	宿泊室	1人1泊につき	<u>1,070</u> 円以下	[略]	宮崎県林業技術センター	宿泊室	1人1泊につき	<u>1,150</u> 円以下	[略]
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	オートキャンプ場 宿泊利用	個別サイト	1サイト1回につき	[略]	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	オートキャンプ場 宿泊利用	個別サイト	1サイト1回につき	[略]
		グループサイトA	1サイト1回につき				グループサイトA	1サイト1回につき	
		グループサイトB	1サイト1回につき				グループサイトB	1サイト1回につき	
		キャンピングカーサイト	1サイト1回につき				キャンピングカーサイト	1サイト1回につき	
		広場サイト	1人1回につき 青少年の団体が利用するとき 大人 <u>700</u> 円以下 小学校児童 その他				広場サイト	1人1回につき 青少年の団体が利用するとき 大人 <u>750</u> 円以下 小学校児童 その他	

			のものが利用するとき 大人 1,400 円以下 小学 校児 童 700円 以下						のものが利用するとき 大人 1,500 円以下 小学 校児 童 750円 以下		
		キャビン A	1 棟 1 回につき	15,100 円以下				キャビン A	1 棟 1 回につき	16,200 円以下	
		キャビン B	1 棟 1 回につき	10,600 円以下				キャビン B	1 棟 1 回につき	11,400 円以下	
		キャビン C	1 棟 1 回につき	6,900 円以下				キャビン C	1 棟 1 回につき	7,500 円以下	
		キャビン D	1 棟 1 回につき	12,200 円以下				キャビン D	1 棟 1 回につき	13,200 円以下	
		〔略〕						〔略〕			
	オートキャンプ場一時利用	個別サイト	1 サイト 1 回につき	2,650 円以下				オートキャンプ場一時利用	個別サイト	1 サイト 1 回につき	2,850 円以下
		グループサイト A	1 サイト 1 回につき	5,250 円以下					グループサイト A	1 サイト 1 回につき	5,700 円以下
		グループサイト B	1 サイト 1 回につき	3,950 円以下					グループサイト B	1 サイト 1 回につき	4,250 円以下
		キャンピングカーサイト	1 サイト 1 回につき	3,050 円以下					キャンピングカーサイト	1 サイト 1 回につき	3,300 円以下
		広場サイト	1 人 1 回につき 青少年の団体が利用するとき 大人 350円 以下 小学 校児 童 180円 以下 その他のものが利用するとき 大人 700円 以下 小学 校児 童 350円 以下						広場サイト	1 人 1 回につき 青少年の団体が利用するとき 大人 380円 以下 小学 校児 童 190円 以下 その他のものが利用するとき 大人 750円 以下 小学 校児 童 380円 以下	
		キャビン	1 棟 1 回	7,550					キャビン	1 棟 1 回	8,100

			ンA	につき	円以下		
			キャビンB	1棟1回につき	5,300円以下		
			キャビンC	1棟1回につき	3,450円以下		
			キャビンD	1棟1回につき	6,100円以下		
			[略]				
			[略]				
			[略]				
			[略]				
			[略]				
			[略]				
県営国民宿舎えびの高原荘 県営国民宿舎高千穂荘	宿泊利用	和室	8畳室	1人1泊につき 大人	6,700円以下	[略]	
				小学校児童	5,340円以下		
				10畳室	1人1泊につき 大人		7,220円以下
				小学校児童	5,760円以下		
		10畳室（洋間付）	1人1泊につき 大人	7,960円以下			
			小学校児童	6,390円以下			
			特別室（洋間付）	1人1泊につき 大人			9,420円以下
			小学校児童	7,540円以下			
		洋室	ツイン	1人1泊につき 大人	8,900円以下		
				小学校児童	7,120円以下		
シングル		1人1泊につき 大人	7,010円以下				
		小学校児童	5,550円以下				
広間		1人1泊につき 大人	5,550円以下				
		小学校児童	4,400円以下				
一時利用	和室	8畳室	1室1回につき				

			ンA	につき	円以下		
			キャビンB	1棟1回につき	5,700円以下		
			キャビンC	1棟1回につき	3,750円以下		
			キャビンD	1棟1回につき	6,600円以下		
			[略]				
			[略]				
			[略]				
			[略]				
			[略]				
			[略]				
県営国民宿舎えびの高原荘 県営国民宿舎高千穂荘	宿泊利用	和室	8畳室	1人1泊につき 大人	8,380円以下	[略]	
				小学校児童	6,700円以下		
				10畳室	1人1泊につき 大人		9,030円以下
				小学校児童	7,220円以下		
		10畳室（洋間付）	1人1泊につき 大人	10,030円以下			
			小学校児童	8,020円以下			
			特別室（洋間付）	1人1泊につき 大人			11,850円以下
			小学校児童	9,490円以下			
		洋室	ツイン	1人1泊につき 大人	11,110円以下		
				小学校児童	8,810円以下		
シングル		1人1泊につき 大人	8,700円以下				
		小学校児童	6,960円以下				
広間		1人1泊につき 大人	6,910円以下				
		小学校児童	5,520円以下				
一時利用	和室	8畳室	1室1回につき				

					3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,190</u> 円以下 <u>840円</u> 以下							3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,330</u> 円以下 <u>1,060</u> 円以下			
			10畳 室	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,710</u> 円以下 <u>940円</u> 以下							10畳 室	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>6,000</u> 円以下 <u>1,190</u> 円以下			
			10畳 室（ 洋間 付）	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,240</u> 円以下 <u>1,040</u> 円以下							10畳 室（ 洋間 付）	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>6,670</u> 円以下 <u>1,330</u> 円以下			
			特別 室（ 洋間 付）	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,870</u> 円以下 <u>1,150</u> 円以下							特別 室（ 洋間 付）	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>7,340</u> 円以下 <u>1,460</u> 円以下			
		洋間	シン グル	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>3,140</u> 円以下 <u>620円</u> 以下							洋間	シン グル	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,000</u> 円以下 <u>790円</u> 以下		
		広間		1人1回 につき 3時間 まで 大人 小学 校児 童 3時間 を超え	<u>520円</u> 以下 <u>420円</u> 以下							広間		1人1回 につき 3時間 まで 大人 小学 校児 童 3時間 を超え	<u>660円</u> 以下 <u>530円</u> 以下		

				1 時間 を増す ごとに 大人 <u>100円</u> 以下 小学 校児 童 <u>80円</u> 以下						1 時間 を増す ごとに 大人 <u>130円</u> 以下 小学 校児 童 <u>100円</u> 以下				
	会議 利用	広間	21畳 室	1 日につ き	<u>9,110</u> 円以下			会議 利用	広間	21畳 室	1 日につ き	<u>11,480</u> 円以下		
			28畳 室	1 日につ き	<u>12,150</u> 円以下					28畳 室	1 日につ き	<u>15,210</u> 円以下		
			35畳 室	1 日につ き	<u>15,080</u> 円以下					35畳 室	1 日につ き	<u>18,950</u> 円以下		
			54畳 室	1 日につ き	<u>23,470</u> 円以下					54畳 室	1 日につ き	<u>29,340</u> 円以下		
			67.5 畳室	1 日につ き	<u>29,330</u> 円以下					67.5 畳室	1 日につ き	<u>36,680</u> 円以下		
		研修 ホー ル	104 平方 メー トル 室	1 時間につ き	<u>4,190</u> 円以下				研修 ホー ル	104 平方 メー トル 室	1 時間につ き	<u>5,230</u> 円以下		
			182 平方 メー トル 室	1 時間につ き	<u>7,330</u> 円以下					182 平方 メー トル 室	1 時間につ き	<u>9,160</u> 円以下		
県営え びの高 原スポ ーツレ クリエ ーショ ン施設	インライ ンスケー ト場	専用使 用の場 合	1 時間につ き 高等学 校及び 中学校 の生徒 並びに 小学校 児童の 団体 その他 の団体	<u>4,430</u> 円以下 <u>5,530</u> 円以下		[略]		県営え びの高 原スポ ーツレ クリエ ーショ ン施設	インライ ンスケー ト場	専用利 用の場 合	1 時間につ き 高等学 校及び 中学校 の生徒 並びに 小学校 児童の 団体 その他 の団体	<u>5,310</u> 円以下 <u>6,640</u> 円以下		[略]
		専用使 用でな い場合	1 人 1 日 につ き 大人 高等学 校及び 中学校 の生徒 小学校 児童	<u>1,050</u> 円以下 <u>840円</u> 以下 <u>630円</u> 以下						専用利 用でな い場合	1 人 1 日 につ き 大人 高等学 校及び 中学校 の生徒 小学校 児童	<u>1,250</u> 円以下 <u>1,000</u> 円以下 <u>750円</u> 以下		
	アイス スケート場	専用使 用の場 合	1 時間につ き 高等学 校及び	<u>8,850</u> 円以下				アイス スケート場	専用利 用の場 合	1 時間につ き 高等学 校及び	<u>10,620</u> 円以下			

			中学校 の生徒 並びに 小学校 児童の 団体 その他 の団体	<u>11,070</u> 円以下					中学校 の生徒 並びに 小学校 児童の 団体 その他 の団体	<u>13,280</u> 円以下		
		専用使 用でな い場合	1人1日 につき 大人	<u>1,050</u> 円以下 840円 以下				専用利 用でな い場合	1人1日 につき 大人	<u>1,250</u> 円以下 1,000 円以下		
			高等学 校及び 中学校 の生徒 小学校 児童	<u>630円</u> 以下					高等学 校及び 中学校 の生徒 小学校 児童	<u>750円</u> 以下		
宮崎県 屋外型 トレー ニング センタ ー	サッカー ・ラグビ ー場	全面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>4,760</u> 円以下 <u>9,520</u> 円以下 <u>1,190</u> 円以下	[略]		宮崎県 屋外型 トレー ニング センタ ー	サッカー ・ラグビ ー場	全面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>5,130</u> 円以下 <u>10,270</u> 円以下 <u>1,280</u> 円以下	[略]
		半面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>2,380</u> 円以下 <u>4,760</u> 円以下 <u>600円</u> 以下				半面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>2,560</u> 円以下 <u>5,130</u> 円以下 <u>640円</u> 以下		
	多目的グ ラウンド	全面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>4,480</u> 円以下 <u>8,960</u> 円以下 <u>1,120</u> 円以下			多目的グ ラウンド	全面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>4,830</u> 円以下 <u>9,660</u> 円以下 <u>1,200</u> 円以下		
		半面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>2,240</u> 円以下 <u>4,480</u> 円以下 <u>560円</u> 以下				半面を 利用す る場合	4時間ま で 4時間を 超え8時 間まで 8時間を 超え1時 間を増す ごとに	<u>2,410</u> 円以下 <u>4,830</u> 円以下 <u>600円</u> 以下		

		トラックのみ を利用 する場 合	1人1回 につき 4時間 まで 4時間 を超え るとき	<u>200円</u> 以下 <u>400円</u> 以下					トラックのみ を利用 する場 合	1人1回 につき 4時間 まで 4時間 を超え るとき	<u>210円</u> 以下 <u>430円</u> 以下		
		室内練習場	1時間につ き	<u>1,330</u> 円以下	[略]				室内練習場	1時間につ き	<u>1,430</u> 円以下	[略]	
	トレーニ ングルー ム	専用利 用の場 合	2時間につ き	<u>6,000</u> 円以下	1 [略] 2 専用利 用の場合 であって 、利用時 間が8時 間を超え るとき の利用料 金の額は 、1日につ き <u>26,000</u> 円以下と する。				トレーニ ングルー ム	専用利 用の場 合	2時間につ き	<u>6,470</u> 円以下	1 [略] 2 専用利 用の場合 であって 、利用時 間が8時 間を超え るとき の利用料 金の額は 、1日につ き <u>28,050</u> 円以下と する。
		専用利 用でない 場合	1人2時 間につき	<u>400円</u> 以下	3 専用利 用の場合 であって 、トレー ニング機 器を利用 しないとき の利用料 金の額は 、1時間 につき <u>780円</u> 以 下とし、 利用時間 が1時間 未満のとき は、その 時間は1 時間とし て計算し 、利用時 間に1時 間未満の 端数があ るときは 、その端 数は1時 間として 計算する。					専用利 用でない 場合	1人2時 間につき	<u>430円</u> 以下	3 専用利 用の場合 であって 、トレー ニング機 器を利用 しないとき の利用料 金の額は 、1時間 につき <u>840円</u> 以 下とし、 利用時間 が1時間 未満のとき は、その 時間は1 時間とし て計算し 、利用時 間に1時 間未満の 端数があ るときは 、その端 数は1時 間として 計算する。
		第1ミーティング	1時間につ き	<u>340円</u>	[略]				第1ミーティング	1時間につ き	<u>360円</u>	[略]	

	ルーム				つき	以下	
	第2ミーティング ルーム				1時間につき	<u>340円</u> 以下	
	附 属 設 備	照 明 設 備	サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場	全 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	<u>720円</u> 以下	
				半 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	<u>480円</u> 以下	
				多 目 的 グ ラ ウ ン ド	全 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	
			多 目 的 グ ラ ウ ン ド	半 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	<u>480円</u> 以下	
				トラ ック の み を 利 用 す る 場 合	1団体1時間につき	<u>720円</u> 以下	
					室 内 練 習 場	1時間につき	
	空 調 設 備		ト レ ー ニ ン グ ル ー ム		1時間につき	<u>820円</u> 以下	
			第1ミー ティ ン グ ル ー ム	1時間につき	<u>200円</u> 以下		
			第2ミー ティ ン グ ル ー ム	1時間につき	<u>200円</u> 以下		
	シャワー室				1人1回につき	<u>200円</u> 以下	
宮崎県 東京学 生寮	寮室				1人1月につき	<u>19,450円</u> 以下	
県立芸 術劇場	コンサー トホール	入場料 等を徴 収しな い場合 又は1 ,000円 以下の 入場料	平日 午前 午後 夜間 全日	<u>30,060円</u> 以下 <u>60,020円</u> 以下 <u>86,210円</u> 以下 <u>158,7</u>	[略]		

	ルーム				つき	以下	
	第2ミーティング ルーム				1時間につき	<u>360円</u> 以下	
	附 属 設 備	照 明 設 備	サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場	全 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	<u>770円</u> 以下	
				半 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	<u>510円</u> 以下	
				多 目 的 グ ラ ウ ン ド	全 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	
			多 目 的 グ ラ ウ ン ド	半 面 を 利 用 す る 場 合	1時間につき	<u>510円</u> 以下	
				トラ ック の み を 利 用 す る 場 合	1団体1時間につき	<u>770円</u> 以下	
					室 内 練 習 場	1時間につき	
	空 調 設 備		ト レ ー ニ ン グ ル ー ム		1時間につき	<u>880円</u> 以下	
			第1ミー ティ ン グ ル ー ム	1時間につき	<u>210円</u> 以下		
			第2ミー ティ ン グ ル ー ム	1時間につき	<u>210円</u> 以下		
	シャワー室				1人1回につき	<u>210円</u> 以下	
宮崎県 東京学 生寮	寮室				1人1月につき	<u>42,000円</u> 以下	
県立芸 術劇場	コンサー トホール	入場料 等を徴 収しな い場合 又は1 ,000円 以下の 入場料	平日 午前 午後 夜間 全日	<u>39,600円</u> 以下 <u>66,000円</u> 以下 <u>95,000円</u> 以下 <u>180,5</u>	[略]		

			等を徴収する場合	休日等 午前 午後 夜間 全日	10円以下 <u>36,030</u> 円以下 <u>72,070</u> 円以下 <u>103,710</u> 円以下 <u>190,660</u> 円以下					等を徴収する場合	休日等 午前 午後 夜間 全日	00円以下 <u>47,500</u> 円以下 <u>79,200</u> 円以下 <u>114,000</u> 円以下 <u>216,600</u> 円以下			
			1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>45,040</u> 円以下 <u>90,090</u> 円以下 <u>127,700</u> 円以下 <u>236,550</u> 円以下 <u>54,160</u> 円以下 <u>108,210</u> 円以下 <u>153,260</u> 円以下 <u>284,110</u> 円以下					1,000円を超え2,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>59,400</u> 円以下 <u>99,000</u> 円以下 <u>142,600</u> 円以下 <u>270,900</u> 円以下 <u>71,300</u> 円以下 <u>118,800</u> 円以下 <u>171,100</u> 円以下 <u>325,100</u> 円以下			
			2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後	<u>67,570</u> 円以下 <u>135,140</u> 円以下 <u>195,060</u> 円以下 <u>358,070</u> 円以下 <u>81,190</u> 円以下 <u>162,380</u> 円以下					2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後	<u>89,100</u> 円以下 <u>148,500</u> 円以下 <u>213,800</u> 円以下 <u>406,300</u> 円以下 <u>106,900</u> 円以下 <u>178,200</u> 円以下			

				夜間	下 234,4 50円以下						夜間	下 256,6 00円以下		
				全日	430,0 40円以下						全日	487,6 00円以下		
		3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日	午前	75,000 円以下					3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日	午前	99,000 円以下	
				午後	150,0 10円以下							午後	165,0 00円以下	
				夜間	217,6 90円以下							夜間	237,6 00円以下	
			全日		398,5 10円以下						全日		451,4 00円以下	
			休日等	午前	90,200 円以下						休日等	午前	118,8 00円以下	
				午後	180,2 90円以下							午後	198,0 00円以下	
				夜間	261,4 80円以下							夜間	285,1 00円以下	
			全日		478,7 60円以下						全日		541,7 00円以下	
	演劇ホー ル	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日	午前	24,820 円以下					演劇ホー ル	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日	午前	32,800 円以下
				午後	49,650 円以下							午後	54,600 円以下	
				夜間	71,340 円以下							夜間	78,600 円以下	
			全日		131,3 70円以下						全日		149,4 00円以下	
			休日等	午前	29,850 円以下						休日等	午前	39,400 円以下	
				午後	59,600 円以下							午後	65,500 円以下	
				夜間	85,690 円以下							夜間	94,300 円以下	
			全日		157,5 60円以下						全日		179,3 00円以下	
		1,000 円を超	平日	午前	37,290						1,000 円を超	平日	午前	49,100

			え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	円以下 <u>74,480</u> 円以下 <u>105,600</u> 円以下 <u>195,590</u> 円以下 <u>44,620</u> 円以下 <u>89,360</u> 円以下 <u>126,650</u> 円以下 <u>234,770</u> 円以下						え 2,000円以下の入場料等を徴収する場合	午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	円以下 <u>81,900</u> 円以下 <u>117,900</u> 円以下 <u>224,000</u> 円以下 <u>58,900</u> 円以下 <u>98,300</u> 円以下 <u>141,500</u> 円以下 <u>268,800</u> 円以下					
			2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>55,940</u> 円以下 <u>111,780</u> 円以下 <u>161,430</u> 円以下 <u>296,160</u> 円以下 <u>67,040</u> 円以下 <u>134,090</u> 円以下 <u>193,700</u> 円以下 <u>355,350</u> 円以下						2,000円を超え 3,000円以下の入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>73,700</u> 円以下 <u>122,900</u> 円以下 <u>177,000</u> 円以下 <u>336,200</u> 円以下 <u>88,400</u> 円以下 <u>147,500</u> 円以下 <u>212,400</u> 円以下 <u>403,400</u> 円以下					
			3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日	<u>62,120</u> 円以下 <u>124,140</u> 円以下 <u>180,080</u> 円以下 <u>329,6</u>						3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日	<u>81,900</u> 円以下 <u>136,500</u> 円以下 <u>196,600</u> 円以下 <u>373,5</u>					

				休日等 午前 午後 夜間 全日	80円以下 <u>74,480</u> 円以下 <u>148,9</u> 70円以下 <u>216,0</u> 10円以下 <u>395,5</u> 80円以下					休日等 午前 午後 夜間 全日	00円以下 <u>98,300</u> 円以下 <u>163,8</u> 00円以下 <u>235,9</u> 00円以下 <u>448,2</u> 00円以下		
	イベント ホール	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>4,710</u> 円以下 <u>9,420</u> 円以下 <u>13,720</u> 円以下 <u>25,140</u> 円以下 <u>5,650</u> 円以下 <u>11,410</u> 円以下 <u>16,340</u> 円以下 <u>30,270</u> 円以下				イベント ホール	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>7,500</u> 円以下 <u>12,500</u> 円以下 <u>18,000</u> 円以下 <u>34,200</u> 円以下 <u>9,000</u> 円以下 <u>15,000</u> 円以下 <u>21,600</u> 円以下 <u>41,000</u> 円以下		
		1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>7,120</u> 円以下 <u>14,240</u> 円以下 <u>20,210</u> 円以下 <u>37,500</u> 円以下 <u>8,590</u> 円以下 <u>17,070</u> 円以下 <u>24,300</u> 円以下 <u>45,150</u> 円以下					1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>11,300</u> 円以下 <u>18,800</u> 円以下 <u>27,100</u> 円以下 <u>51,500</u> 円以下 <u>13,600</u> 円以下 <u>22,600</u> 円以下 <u>32,500</u> 円以下 <u>61,800</u> 円以下		
		2,000 円を超 え 3,0 00円以	平日 午前 午後	<u>10,680</u> 円以下 <u>21,370</u>					2,000 円を超 え 3,0 00円以	平日 午前 午後	<u>16,900</u> 円以下 <u>28,100</u>		

		下の入 場料等 を徴収 する場 合	夜間	円以下 <u>30,900</u>				下の入 場料等 を徴収 する場 合	夜間	円以下 <u>40,500</u>		
			全日	円以下 <u>56,780</u>					全日	円以下 <u>77,000</u>		
			休日等						休日等			
			午前	円以下 <u>12,780</u>					午前	円以下 <u>20,300</u>		
			午後	円以下 <u>25,870</u>					午後	円以下 <u>33,700</u>		
			夜間	円以下 <u>37,290</u>					夜間	円以下 <u>48,600</u>		
			全日	円以下 <u>68,300</u>					全日	円以下 <u>92,400</u>		
		3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日					3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日			
			午前	円以下 <u>11,830</u>					午前	円以下 <u>18,800</u>		
			午後	円以下 <u>23,780</u>					午後	円以下 <u>31,300</u>		
			夜間	円以下 <u>34,460</u>					夜間	円以下 <u>45,100</u>		
			全日	円以下 <u>63,060</u>					全日	円以下 <u>85,700</u>		
			休日等						休日等			
			午前	円以下 <u>14,350</u>					午前	円以下 <u>22,600</u>		
			午後	円以下 <u>28,600</u>					午後	円以下 <u>37,600</u>		
			夜間	円以下 <u>41,480</u>					夜間	円以下 <u>54,100</u>		
			全日	円以下 <u>75,950</u>					全日	円以下 <u>102,800</u>		
				円以下						円以下		
		[略]							[略]			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

